

特定非営利活動法人八王子市民活動協議会 理事選挙規程の変更

理事選挙規程の第6条（立候補者の資格）の条文を、以下のように変更いたします。

新	旧
<p>(立候補者の資格)</p> <p>第6条 理事立候補者は総会の行われる前年度末の在籍正会員で、且つ、総会当日の在籍正会員であり、<u>次の条件を満たさなければならない。</u></p> <p><u>2 新たに理事に立候補する者は、正会員2名以上の推薦を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規程に関わらず引き続き理事に立候補する者は、前年度の理事会出席率が5割以上であること。</u></p>	<p>(立候補者の資格)</p> <p>第6条 理事立候補者は総会の行われる前年度末の在籍正会員で、且つ、総会当日の在籍正会員でなければならない。</p>